

保険証等に印字する2桁の番号(個人枝番)について

令和3年4月より保険証等に2桁の番号(以下、「個人枝番」といいます。)を追記して発行いたします。

令和3年3月より始めましたマイナンバーカードが保険証として利用できるオンライン資格確認等システムの導入に伴い、被保険者・被扶養者を個人単位で管理する必要性から※対象の証書に個人枝番を印字することとなりました。

なお、令和3年4月以前に交付している個人枝番がない保険証についても今まで通りご使用できますのでご安心ください。

※対象の証書

- ◆ 被保険者証
- ◆ 高年齢受給者証
- ◆ 限度額適用認定証
- ◆ 特定疾病療養受療証
- ◆ 限度額適用・標準負担額減額認定証
- ◆ 資格証明書